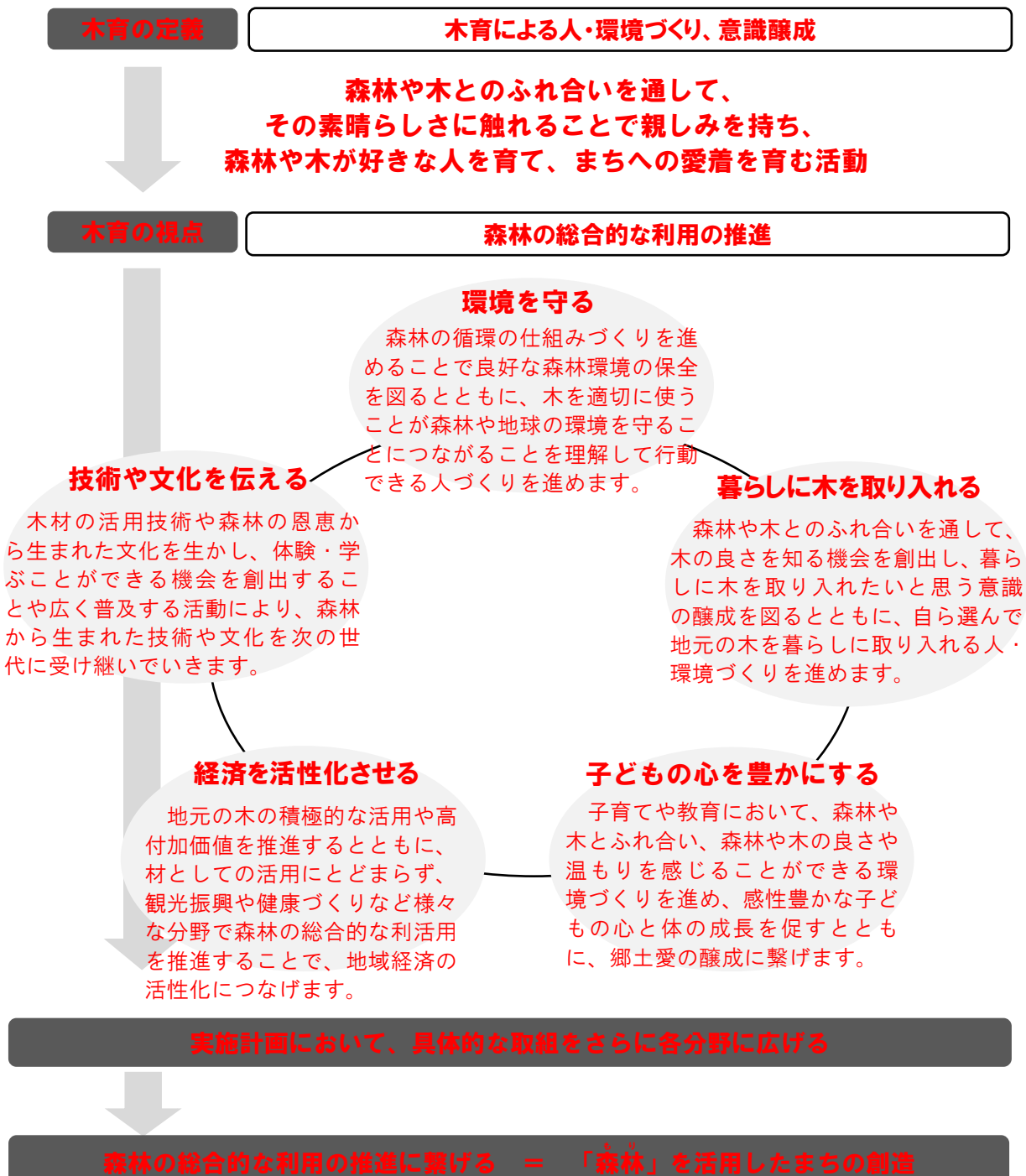


② 木育の視点

本市の最重要資源である森林の活用に向けて、市民が木にふれ、森林の魅力を感じ、生活に木を取り入れることができるよう、「木育」（木の良さや文化、利用することの意義、森林が持つ役割や環境のことなど、木や森林について、知る・学ぶ・体験するなど関わりを深めていくこと）を推進します。

すべての年代を通じて木との関わりを深めていく機会を創出するとともに、自然環境の保全や子育て・教育における森林体験、産業での木材利用や加工品の製造、観光産業への活用など、様々な分野で木育の視点をもって取組を進め、市民生活まで木育を浸透させることで、「森林から創まる地域創生」の実現につなげていきます。



### ③ SDGsの視点

#### 《SDGs とは》

平成 27（2015）年に国連サミットにおいて採択された SDGs（Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標）は、令和 12（2030）年を期限とする国際社会全体の共通目標です。

世界が抱える問題を解決するため、持続可能な社会をつくる 17 の目標と細分化された 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを理念として、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する取組により、「持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をめざすものです。

#### 《日本における SDGs の状況》

平成 28（2016）年に 5 月に政府内に SDGs 推進本部を設置し、同年 12 月には、SDGs 実施指針が決定されており、各自治体に対し、各種計画や戦略・方針等の策定の際に、SDGs の要素を最大限反映するよう求めています。

平成 29（2017）年 6 月に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生基本方針 2017 に、地方公共団体における SDGs の推進が盛り込まれ、経済、社会、環境の調和による持続可能なまちづくりを進めることで、地方創生の目標である「人口減少と地域経済縮小の克服」「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」につながるものと位置づけ、SDGs 未来都市の選定やモデル事業の実施など、自治体における目標の達成に向けたローカル指標としてまちづくり指標を位置付け積極的な取組を促進しています。

#### 《本市における SDGs の進め方》

自治体における SDGs を進める考え方として、経済、社会、環境の三側面を統合する施策推進が必要となっています。

「住まい」「仕事」「観光」「子育て・教育」「環境」「保健・休養」といった様々な面において、森林からの恩恵を最大限に生かした地域経済の活性化、市民、地域・団体、企業、行政の連携と、まちで活躍する多彩な人材の育成による持続可能な地域の創生をめざす本市の「森林から創まる地域創生」と、そのめざすべき方向性は同一のと言えます。

そのため、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を実現するという国際社会の目標達成に寄与するとともに、最重要課題である人口減少対策の推進を図るため、総合計画における基本施策と SDGs に掲げられた 17 の目標との関連性を整理し、積極的な取組を推進します。

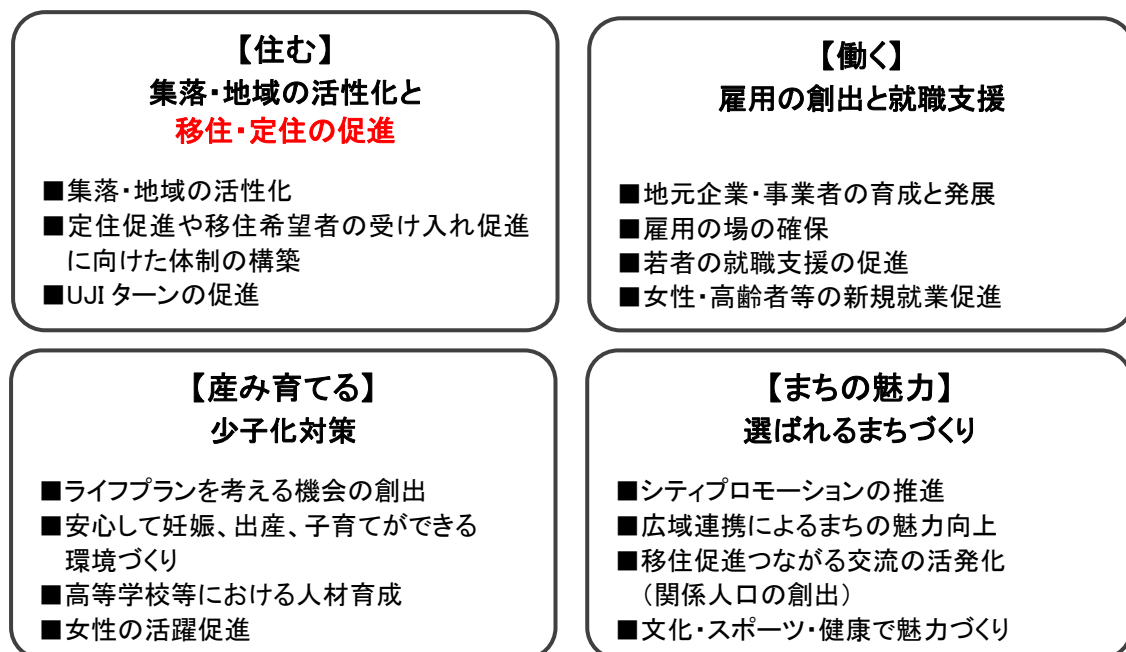
## 第2章 定住促進重点戦略

人口減少社会に直面している本市において、人口減少への対策は重点的かつ戦略的に取り組むべき課題であり、分野の異なる施策を横断的に展開することで総合的に成果をあげていかなければなりません。

本市の人口減少の主な要因は、出生率の低下と若者（15～24歳）の市外への流出と考えられるため、この点に重点を置きながら、市民が「住み続けたい」と思い、積極的な情報発信と交流人口の増加を通じて市外の人々からは「住んでみたい」と思われる宍粟市をめざし、次の4つを定住促進重点戦略と位置づけ、人口減少対策の大局的な方向性を明確にします。

また、定住促進重点戦略には、それぞれ成果に対する5年後の数値目標を定めます。

### ■定住促進重点戦略



### （1）集落・地域の活性化と移住・定住の促進

【数値目標】転出超過を年間●●●人まで是正（平成27（2015）年国勢調査：年間359人）

過疎化・少子高齢化が進行する中では、日常生活に最も身近な集落・地域の活性化が、まちの推進力につながります。このため、市民、地域、団体などが行政と一体となって主体的に地域づくりを進める自主自立のまちづくりを進める中で、いつまでも住み続けられ生活しやすい環境づくりとして、生活圏の拠点づくりや持続可能な公共交通の確保が必要となります。

また、新たな地域活動を創出していくため、活動をリードする人材の育成や外部人材を積極的に受け入れる地域の体制づくりや自然豊かな宍粟市への移住を希望する人の受け入れに向けた住宅施策のほか、移住後のフォローアップを充実することで、移住後の不安を解消し、UJI ターンなどの移住希望者をスムーズに受け入れるための仕組みづくりを構築していく必要があります。

### (2) 雇用の創出と就職支援

【数値目標】 就業率の現状維持（平成 27（2015）年国勢調査：56.9%）

人口減少が続いている中、雇用の場の確保は、市民生活の安定を図るとともに、これからの地域社会・経済を担う若者の定住につなげるうえでも重要な課題です。

このため、林業、農業、商業、工業、観光など各産業の活性化と異業種の連携によって、雇用の創出に向けた積極的な産業振興策を講じることが必要です。また、女性の活躍や高齢者等の就業促進による働き手の確保を含め、このような取組が地域における経済循環の活性化につながることを期待されます。

さらに、若者が本市に住みながら市内又は通勤圏内に就職できるということは、定住促進だけでなく、将来的には結婚・出産による人口の増加につながることを期待されることから、若者の就職支援についての取組が必要です。

### (3) 少子化対策

【数値目標】 年間●●●人の出生数（平成 27（2015）年国勢調査：年間 263 人）

少子化の主たる要因は、「未婚化」「晩婚化」「晩産化」、さらには経済的、身体的、心理的負担感や、仕事と家庭の両立が困難であることなどによる「夫婦の出生力の低下」と言われています。宍粟市の合計特殊出生率は、かつては国・県を大きく上回っていましたが、近年は低下傾向にあり、国・県の水準に近づきつつあります。

このため、女性が社会の中で自分らしく活躍することができるとともに、結婚、妊娠、出産、子育てに関する不安や問題を取り除き、それを望む人の願いが叶う取組を進めていくことが必要です。また、子どもや子育て世帯が周りの人々に見守られ安心して健やかに暮らすことができる地域の実現をめざし、市民、地域、事業者、団体及び行政が一体となって推進することが必要です。

### (4) 選ばれるまちづくり

【数値目標】 年間 116.5 万人の観光入込客数（令和元（2019）年度：97.9 万人）

全国的な人口減少が進行する中では、どの地方自治体においても地域の魅力を高める取組が進められています。宍粟市としてもさらなる魅力の向上を図り、積極的に情報を発信することにより、市民には「住んで良かった」「住み続けたい」と思われ、市外の人々からは「訪れたい」「住んでみたい」「ビジネスをしたい」と思われるなど「選ばれるまち」となることが重要です。

このため、市内においては、「森林」の魅力を中心に、文化・スポーツ・健康づくりなど、様々な体験を通じ感じられる本市の魅力を市民、地域、事業者、団体及び行政が共有する中で郷土愛を高めていくとともに、市外に向けては本市の魅力を積極的に情報発信していくことで、本市のイメージと認知度を高めることが必要です。また、近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏などと連携することにより、広域的に魅力を発信していくことも必要です。

このような取組が進むことにより、本市に興味を持つ人、関わりがある人を増やすことで、訪問、滞在など交流人口、出身者やしごと・学びの体験などによる関係人口が増加し、さらには移住促進につながることを期待されます。

■後期基本計画とSDGs17のゴールの関係性

基本目標	基本方針	基本施策	SDGsのゴール																	
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
基本目標1 住み続けたい、住んでみたいまち	基本方針1 魅力と活力あふれる 地域産業を育む まちづくり	施策1 林業の振興				●				●	●						●			
		施策2 農業の振興		●						●	●							●		
		施策3 商工業の振興								●	●									
		施策4 観光の振興								●								●		
	基本方針2 環境にやさしく 快適に暮らせる まちづくり	施策5 森林・田園・まち並み景観の保全								●					●	●	●			
		施策6 資源循環型社会の構築									●				●	●				
		施策7 住環境整備、土地利用の推進											●				●			
		施策8 道路網・上下水道の整備・維持									●									
	基本方針3 定住魅力の高い まちづくり	施策9 生活圏の拠点づくりの推進											●							●
		施策10 移住・定住促進の充実												●						
	基本方針4 安全で安心な まちづくり	施策11 防災体制の充実													●					
		施策12 消防・救急体制の充実													●					
		施策13 防犯・交通安全の推進																	●	
		施策14 消費者行政の推進	●	●	●	●					●		●		●		●	●	●	●
基本目標2 いつまでも元気にすごせるまち 安心して子どもを産み育てられ、	基本方針5 子どもが健やかに育つ まちづくり	施策15 子育て支援の充実	●	●	●			●										●		
		施策16 就学前教育の充実					●	●												
		施策17 学校教育の充実					●													
		施策18 青少年健全育成の推進					●													
	基本方針6 保健・医療・福祉が連携した 安心の まちづくり	施策19 健康づくりの推進		●	●															
		施策20 地域医療の充実					●						●							
		施策21 地域福祉の充実					●													
		施策21-1 高齢者福祉の充実					●													
		施策21-2 障がい福祉の充実					●													
	施策22 社会保障の充実	●	●	●																
	基本方針7 心豊かにいきいきと学べる まちづくり	施策23 生涯学習の推進					●													
		施策24 文化・芸術活動の推進					●													
		施策25 スポーツ活動の推進					●	●												
		施策26 人権教育・啓発の推進					●	●											●	
		参画と協働・男女共同参画の推進							●		●							●	●	
		健全な行財政運営の推進（行政改革大綱）																●	●	